

鹿沼市税条例の一部改正について

次のように改める。

令和6年7月2日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市税条例の一部を改正する条例

鹿沼市税条例（昭和30年鹿沼市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に係る受益の範囲が市内に限られるもの

第56条中「申告書を」を「申告書を、」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に改め、「の法人」の次に「、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法  
人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの」を加える。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2中第17項を第18項とし、第7項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定（「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める部分を除く。）及び附則第10条の2に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 第56条の改正規定（「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

(3) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年

の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の鹿沼市税条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鹿沼市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。